

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
その翌日は、  
翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県高齢者雇用安定センターの指定

肥料の検査の結果の概要

農作物の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測  
定の結果

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正

◇ 選挙管理委員会の招集

## 告 示

鳥取県告示第四百二十一号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）  
第四十条の規定に基づき、昭和六十一年五月一日鳥取県高齢者雇用安定

センターとしての指定をしたので、同法第四十四条において準用する同法  
第二十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

社団法人鳥取県雇用促進協会

二 住所

鳥取市東町一丁目二二〇

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第四百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に  
基づき、昭和六十一年一月から同年十二月までに収去した肥料の検査の結果  
の概要を同条第六項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十一年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 登録肥料

| 肥料の種類        | 保証票添付者   | 分析検査 |         | 保証票その他検査の検査 | 備考 |
|--------------|----------|------|---------|-------------|----|
|              |          | 分析点数 | うち不合格点数 |             |    |
| 蒸製骨粉         | 株式会社組合貿易 | 3    | 0       |             |    |
| なたね油かす及びその粉末 | 加藤製油株式会社 | 3    | 0       |             |    |
| 混合有機質肥料      | 富山魚糧株式会社 | 3    | 0       |             |    |

二 指定配合肥料

| 保証票添付者         | 分析検査 |         | 保証票その他検査の検査 | 備考 |
|----------------|------|---------|-------------|----|
|                | 分析点数 | うち不合格点数 |             |    |
| 鳥取県経済農業協同組合連合会 | 3    | 0       |             |    |

鳥取県告示第四百二十三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和六十年度に実施した農作物の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和六十一年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、

大字岩常、大字河崎及び大字太田）

二 調査測定の種類

玄米に含まれるカドミウムの量の調査

三 調査測定の結果

玄米一キログラム中に含まれるカドミウムの量（単位ミリグラム）

| 地 区  | 調査地点数 | 最高値      | 最低値  | 平均値  |
|------|-------|----------|------|------|
| 大字荒金 | 三     | 〇・三一〇・〇六 | 〇・一六 | 〇・二四 |
| 大字院内 | 二     | 〇・〇五〇・〇二 | 〇・〇四 | 〇・〇四 |
| 大字長郷 | 三     | 〇・一一〇・〇六 | 〇・〇八 | 〇・〇八 |
| 大字高住 | 三     | 〇・三八〇・一九 | 〇・二六 | 〇・二六 |
| 大字岩常 | 十     | 〇・七九〇・〇五 | 〇・二九 | 〇・二九 |
| 大字河崎 | 四     | 〇・六三〇・二三 | 〇・四二 | 〇・四二 |
| 大字太田 | 五     | 〇・七一〇・〇八 | 〇・三八 | 〇・三八 |
| 合 計  | 三十    | 〇・七九〇・〇二 | 〇・二七 | 〇・二七 |

鳥取県告示第四百二十四号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、昭和六十一年五月二日から施行する。

昭和六十一年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄に次のように加える。

四 ロラン受信機

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「百五十万円」の下に「、ロラン受信機を設置する場合にあつては一台につき百万円」を加える。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和六十一年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年五月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十一年五月七日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙について